

# News Letter

2024  
November  
Vol.222

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



## 発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330  
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

## ■ 年末年始休業のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

誠に勝手ながら下記の通り、年末年始休業日をご案内させていただきます。

### ■ ビジネス・アソシエツ

年内営業 2024年12月27日(金曜日) 17:00まで

年始営業 2024年1月6日(月曜日) 9:00から

### ■ あいわ税理士法人

年内営業 2024年12月27日(金曜日) 17:30まで

年始営業 2024年1月6日(月曜日) 9:00から

お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解いただきます様お願い申し上げます。

本年中のご愛顧に心より御礼申し上げますと共に、2025年も変わらぬお引き立てのほど宜しくお願い申し上げます。

## ■ オンプレ回帰 現場の所感

### オンプレ/クラウド

復習となり恐縮ですが、オンプレミス(略称オンプレ)とは、企業がサーバや通信環境といった設備やソフトウェアなどを自社で保有してシステムを構築・運用する形態を指します。一方クラウドは自社では保有せず、それらを利用料の対価と引き換えに提供されるサービスとして利用する形態を言います。

## Contents

- ・ [年末年始休業のご案内](#)
- ・ [オンプレ回帰 現場の所感](#)
- ・ [Web API を利用したシステム連携の内製化を行うまでの課題](#)
- ・ [Plaza-i 機能紹介ー共通機能](#)
- ・ [貴金属による資産形成](#)
- ・ [ファイルサーバーの認証について](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [イノベーションボックス税制](#)
- ・ [暗号資産の取り扱い](#)

自社での管理負担が軽減され、資産として保有する必要の無いクラウドは、そのメリットは以前から認識されていたものの、日本では今一つその浸透率が伸びなかったのですが、奇しくもコロナ禍を経て、政府の強力な DX 推進のもと急速に広まりました。今や、クラウドサービスを一つも採用していない企業は無いと言っても良いでしょう。

### オンプレ回帰とその背景

新しいツールやシステムの導入、リプレースを検討する場合、クラウド利用前提に検討される企業も多いと思います。弊社にお問い合わせくださるお客様も世のトレンドの流れとともにクラウド形態を希望される方が大半です。ところがここ1年ぐらい前から、時々「オンプレで運用したいが可能か?」とお問い合わせ頂くお客様がちらほら。そうしているうち「オンプレ回帰」という言葉が聞かれるようになってきました。オンプレ回帰とは、一度クラウドに移行したものの、そのメリットを予想以上に感じられず、自社でのサーバ保有・構築・管理のしにくみに再度戻ることです。

事情をうかがうと、以下のような状況が見えてきます。主な理由としては以下の3点が挙げられます。

#### ① 予想よりコストがかかる

例えばオンプレミスはサーバを購入する必要があり、その他 OS ライセンスや必要なソフトウェアなど一通り揃えると初期費用が大きい。一方クラウドはそれらも一緒に利用料の中に含まれるので初期投資は抑えられ、使い始めのハードルが高くないので利用しやすい。

しかし実際のところ、多くのパブリッククラウドサービスが従量課金制であり、採用前にどれくらいの費用がかかる

のかは予測しづらく、蓋をあけてみたら想定以上だった、もしくは使い始めは安価だったが、事業の拡大とともに取引量も多くなりコストもかさんできた、ということがあります。また AWS や Azure 等海外のサービスを利用する場合は円安の影響を受けさらにコストが上がっています。コスト削減を見込んで採用したが、5 年比較だと費用だけみるとクラウドの方が高かったというケースもあります。

### ② セキュリティ要件を満たせない

自社の大事な情報を社外の環境に保管するのですから、会社としてはセキュリティ要件は厳しくなります。ただ、その要件に合致するシステムを予算内で探すのはかなり困難。現場は行き詰ります。現行システムの保守切れが控えているといった事情がある場合、予算内で早く導入したい現場としては、その打開策としてオンプレミスの選択肢があがってきます。

### ③ パフォーマンスや利便性の低下

これは提供されるサービス内容にもよりますが、クラウド事業者のサーバを多数の企業で共有するサービス形態の場合、パフォーマンスに影響が出る事があります。またインターネットを介するためネットワーク通信がパフォーマンスに影響を与えます。自社に合った仕様に変えたいと思っても気軽にできず、サービスによってはマスター変更一つとってもベンダーに依頼しなければならないといったものもあり、不便を我慢する状況も生まれます。

## 今後の見通し

クラウド、特に SaaS タイプのサービスは、その導入ハードルの低さから、情報システム部門を通さず採用してしまう「シャドウ IT」や「勝手 SaaS」といった問題も出てきています。では今後オンプレミスに戻ってくるか、といえばそれは少々考えにくい。我々はもうクラウドの便利さを知ってしまっており、今後もクラウドファーストでより良いサービスが出てくるでしょう。複数の SaaS サービスを一元管理するような SaaS サービスも始まっており、オンプレに戻るのではなく、クラウド利用をいかに安全に効率的に運用できるかの方向へ向かっていくでしょう。

以上はあくまで現場のお客様の声を聞く立場にいる筆者の所感ではありますが、いささかクラウド化を急速にしすぎた反動がここきてオンプレミス回帰という現象を一時的に引き起こしているのではないかと思います。とはいえ、目の前の現実を打開するためのオンプレ採用も決して間違いでは無いと思っています。そしてオンプレミス運用はやはりサーバ管理の負担もありますので、そういったリソースの確保ができない場合には、従来からあるホスティングやハウジングのようなサービスで管理負担を軽減しつつ、適切なクラウドサービスがあれば利用するなど、自社の方向性と身の丈にあったハイブリッドでバランス良く活用していけるのが理想ではないかと思えます。

## II Web API を利用したシステム連携の内製化を行うまでの課題

### はじめに

他システムとでデータ連携を行う方法は CSV を用いた連携等、様々ありますが、Web API を利用したデータ連携の利便性、有効性が認識されつつあります。本稿では、この Web API を利用したデータ連携が広まるための課題とそれを乗り越えるために必要な課題についてご紹介します。

## Web API とは

IT用語辞典(<https://e-words.jp/>)の Web API の項目には、「HTTP などの Web 技術を応用して、あるコンピュータで動作しているソフトウェアの機能を、ネットワークを通じて他のコンピュータから利用できるようにする仕組み」との記載があります。API の説明も同項目内にあり、「コンピュータプログラムが提供する機能を他のプログラムから呼び出して利用するための規約で、処理要求や応答のデータ形式、双方のやり取りの手順などで定義される。」とあります。Web API とはこの API の仕組みを Web 上で動作するようにしたもの、と言う事が出来ます。Web API には REST と SOAP という 2 つの形式があり、REST 形式がより一般的です。

## Web API の特徴

他の連携と比較した Web API の特徴は、まずファイルを介さないという事です。CSV ファイルでもテキストファイルでも、データ連携はまず連携先のシステムからデータを何らかのファイルで出力し、そのファイルを連携先のシステムに取り込むという形が多いですが、Web API を用いた連携では、REST API の場合、データは HTTP リクエストの Body に記載します。そのため、連携するデータが格納されているファイルは基本的には存在しません。また、連携元のシステムのデータに何かしらの変更があった場合に即時に外部 Web API を実行する機能を有している場合は、即時に連携先のシステムもデータの変更が反映されるようになります。この即時性は Web API の一つの大きな武器です。また、Google や Amazon、楽天など、自社システムの Web API のリファレンスを外部公開している企業も多くなってきています。これらを利用すれば、理論的にはシステム連携を内製することが出来ます。

## 超えるべきハードル

但し、システム連携の内製化をするためには以下のようなハードルがあります。

1. Web アプリケーション、Web API に関する基礎知識が必要
2. 外部公開されている API と連携したい API のデータフォーマットの違いは自分で吸収する必要がある
3. 違いを吸収し、連携を実行するための自作のプログラムやローコード・ノーコードツールの導入が必要

これら 1~3 を総合すると、自社でプログラミングができる、または最低でも連携に必要なアルゴリズムを構築できる能力のある人材を確保する必要がある、という事になります。このような能力が必要となる最大の原因が 2 のデータフォーマットの違いですが、これはより連携を簡易に行えるようなサービスが存在し、それを利用すればコードを書かず、アルゴリズムを構築する(フローチャートを作成)ことでシステム連携が可能になります。ただ、それでもやはりアルゴリズムを構築できる必要があることは変わりません。この能力は、やはりプログラミングを実際に行う事で身につける事が出来ると筆者は考えています。

## おわりに

ここ数年、リスクリングの必要性が叫ばれて久しく、その中にプログラミング能力も含まれていますが、アルゴリズム構築のトレーニングとしてプログラミングに挑戦するのも良いかもしれません。

## II Plaza-i 機能紹介－共通機能

### はじめに

平素は Plaza-i をご愛顧いただき誠にありがとうございます。今回は、Plaza-i が少し使いやすくなる共通操作に関する2つの機能をご紹介します。

### 入力中の項目の強調

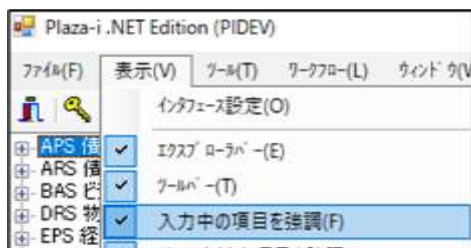
項目（入力コントロール）のどこにカーソルがあるのか、どのタブを選択しているのか、を分かりやすくするための機能です。下記図のように選択中の項目が赤い枠で表示されるようになります。



対象となる項目は以下の通りです。

- ・ テキストボックス
- ・ コンボボックス（一部対応していない場合があります）
- ・ チェックボックス
- ・ ラジオボタン
- ・ グリッド（行自体が選択されるグリッドは対応していません）

本機能をご利用になる場合は、「表示」－「入力中の項目を強調」をクリックし、チェックオンにしてください。



### ジャンプ対応項目を強調

Plaza-i には、選択している項目が対応している場合に CTRL+J (Jump の J) ショートカットキーを押すことで、元伝票や元マスターにジャンプする機能があります。この時入力メニューにアクセス権限があれば入力画面に、それが無く照会画面にある場合は照会画面にジャンプします。

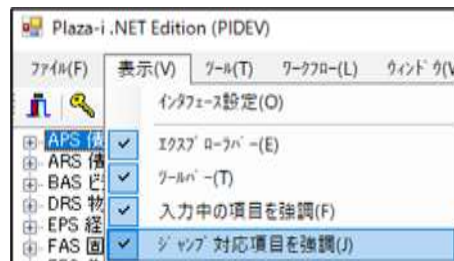
または、右クリックで開くコンテキストメニューからジャンプするメニューを選択することも可能です。



この機能が選択中の項目で有効である場合に緑色の枠で表示され、一目で分かりやすくなります。



本機能をご利用になる場合は、「表示」－「ジャンプ対応項目を強調」をクリックし、チェックオンにしてください。



### おわりに

今回ご紹介した機能について詳細は、ユーザーズガイド CMN 共通システム編（章）、表示（節）、の該当項目をご参照下さい。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート窓口 03-5520-5330(内線72)([support@ba-net.co.jp](mailto:support@ba-net.co.jp))までお問合せください。

## II 貴金属による資産形成

### 将来的な生活

老後の資産の準備を個人で行う必要があることが騒がれている昨今、自分はこういった資産形成をしていけばいいか悩んでいました。年金に関して言えば、叔父の厚生年金の支給額は、自分の初任給よりはるかに高い、高額な金額が振り込まれていました。支給金額を教えてもらったときに、子供が少ない少子化の日本では立ちいかなくなるなどの肌で感じ取ることができていました。一方、専業主婦の母は 65 歳まで待たず減額されてでも早期に国民年金を貰う申請を出しました。理由はいつまで生きられるかわからないから減額されてでも早めに貰う。という何とも感傷に困る理由でした。減額された金額はとて無いです。一人で生活できることは不可能と断言できるほど支給されない状態でした。対照的な二人を見ながら、筆者が年金を貰える 30 年以上先でかつ、支給される年齢も引き上げされている可能性の高い、金額も恐らく雀の涙は言い過ぎかもしれませんが、信用できない部分が大きくあるので資産形成をどうしていけばいいか、将来自分が困らないベストな選択肢は何か、世間的に将来考えてないと思われぬ程度の対策は何かを悩んでいました。

### 資産運用の調査

資産運用で調べた際、多く目についた資産運用の形態は NISA でした。調べていく内に複数の金融機関が引っかけかなり浸透している資産運用だと感じ「やってみてもいいかもしれない。」という気持ちにはなりましたが、国が強く推奨しているという文章を見つけた時にひねくれている感性が引っかけました。少し自分で判断する部分も発生するとあったので、なかなか踏み出せない状態になっていました。個人で行う株取引のような金額の上がり下がりを一喜一憂する生活を送ることは困難だと思い、かなり我儘な感情で調べを進めていました。その時に見つけたのが貴金属を購入する資産形成でした。存在自体は、祖父が少し購

入っていたことを知っていたのですが、友人関係で金を購入している人は居らず、余りメジャーでは無いイメージでした。しかし、逆に興味が沸いてしまい、ネットで調べるだけでなく、実際に対面で説明を受ける等行い、金の積み立てに乗り出しました。始めた当初は、過去数年近く大きな金額の変動がなく、積み立ての金額をそのまま貯金する。将来に向け何もしてない。より、将来に向けて積み立てをしている。という心理的余裕を作るための免罪符的な軽い気持ちで始めました。

## 金の高騰

積み立てを始め数年たったころ、新型コロナウィルスの流行が発生しました。社会的には病床の不足、マスクや消毒液の不足、筆者は運が良く家族で感染者が出ることが無く、スポーツ観戦、外食が簡単にできなくなる。という過ごしにくさを感じるだけで済んでいました。金に関しては、毎月一定金額が積み立てされるため、自分が何グラム所有しているか、そもそも今何円で購入しているのか知らない。むしろ積み立ての存在を軽く忘れていた状態でした。ニュースで金の価値が上がっているという言葉聞いて、「そういえば、積み立てした金、何グラムになった？」のような状態でした。余りにも上がり幅が凄まじかったので、高騰した原因を調べたのですが、地政学リスク（特定の地域で政治的、軍事的、社会的な緊張が高まることで、その地域や世界経済の先行きが不透明になるリスク）が発生すると、投資家は貨幣よりも実物の資産を購入する傾向がある。という内容を見つけなるほどと思い、極端な金の高騰を経験しました。その後も、ロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナ問題といった、日本人にとってはなかなか現実味の無い衝撃的な事件も発生し、本記事を記載している2024年11月時点でも金が上がり続けている状況にあります。この状況からも地政学リスクの考え方が正しいように感じました。

## 今後について

金の高騰はニュースでも目にするほどの内容ですが、筆者は今後も一定額を購入し続け積み立てを続けていく予定です。金とは別に筆者が現在、気になっている貴金属は銀になります。数年前までは1グラム100円前後の金額で取引されていましたが、2024年11月現在では1.5倍以上の金額になっています。銀は投資目的で購入される金と違い、実用的な意味合いが強く、太陽光発電で多く利用されるため需要が高まっている部分があるようです。金と違いかなり格安なので手軽に購入をすることができる始めやすい貴金属だと感じています。しかし、金と連動する性質があるらしく、現状の金が高騰している状態での購入は損をする可能性も感じつつ、少額で購入を始めました。

## おわりに

今回は自分の資産形成の一例を記載させていただきました。投資を行っている人であれば分かると思いますが、必ず儲かるような仕組みは無いと思っています。細かく見て取引する人や、一定額入れて放置する人、それぞれの資産形成があると思っています。今回は触れませんでした。金や銀以外にもプラチナを購入しています。そちらは余り上手くいっている実感を持っていませんので失敗するケースも経験しています。また、金の高騰の理由に関して、軍事的なニュアンスも載せましたが、このような理由で高騰を喜んでいるわけではありません。少しでも早くの戦争終結を望んでいます。

## || ファイルサーバーの認証について

### はじめに

NASやファイルサーバーをご利用されているユーザー様の中で、アクセスする際に利用している認証方式が何を利用して行われているか把握されているユーザー様は少ないと思われる。

通常、ワークグループ環境ではNTLM認証（NT LAN Manager）を使用されている可能性が高いです。

そんなNTLM認証ですが、Microsoft社は今年6月3日に将来廃止を正式に発表しました。

[\(https://news.mynavi.jp/techplus/article/20240606-2959860/\)](https://news.mynavi.jp/techplus/article/20240606-2959860/)

直ぐに利用ができなくなるという事はありませんが、NTLM認証を利用されている場合は気を付けた方がよいかと思います。

### 実際の動作について

Windows11のインサイダープログラムにおいて、NTLM認証を無効にするポリシーが実装されております。弊社検証環境で、ポリシーを有効にした状態でファイルサーバーに接続したところ、「NTLM認証が無効化されているため認証に失敗しました」というメッセージが表示され、ファイルサーバーにアクセスできなくなりました。

### おわりに

先日リリースされたWindowsServer2025においては、開発を行っていない機能として、NTLM認証が明示され非推奨となりました。

Microsoft社は、今後のWindowsUpdateでワークグループでもNTLM認証とは別の認証方法を利用できるようにするようです。

現時点では、Microsoft社からの発表を待つこととなります。

## || Plaza-i 最新バージョン情報

2024年11月15日現在までリリースしております、最新のPlaza-iバージョン情報をお知らせ致します。

- ・Plaza-i.NET V2.03.34.01

## II イノベーションボックス税制

### 1. はじめに

令和6年度税制改正において、イノベーションに関する国際的な競争力強化の観点から、特許権をはじめとする知的財産権により得られた所得について減税措置を適用することにより、イノベーション投資を促す制度である「イノベーションボックス税制（特許権等の譲渡等による所得の課税の特例）」が創設されました。

### 2. 制度の概要

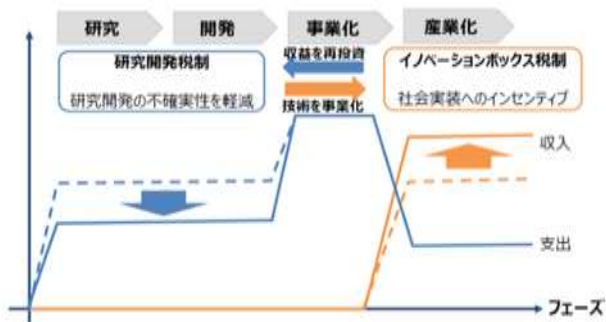
青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度（対象事業年度）において特許権譲渡等取引を行った場合には、その特許権譲渡等取引に係る所得金額を基礎として計算した金額の合計額の30%に相当する金額の損金算入（所得控除）ができることとされました（措法59の3①）。



（出典：国税庁 令和6年度法人税関係法令の改正の概要）

### 3. 研究開発税制との役割の違い

イノベーション投資を促す仕組みとして、既存の税制では研究開発税制が挙げられます。研究開発税制とイノベーションボックス税制との違いは、研究開発税制が研究開発の「インプット」に着目した税制であるのに対して、イノベーションボックス税制は研究開発の「アウトプット」に着目した税制であるとされています。研究開発税制とイノベーションボックス税制の役割の違いを図示すると以下のようになります。



（出典：経済産業省 我が国の民間企業によるイノベーション投資の促進に関する研究会 中間とりまとめ）

研究開発税制は、研究開発支出に対して直接的に作用し、そのコストを低減することで、研究開発投資が社会的に過小な状態になることを避ける効果があります。他方、イノベーションボックス税制は、研究開発の結果生まれた成果としての知財が生み出す所得に減税措置を適用することで、社会実装に向けた投資を促進するとともに、得られた収益の研究開発への再投資を促す効果があります。

### 4. 特許権譲渡等取引及び所得控除額について

イノベーションボックス税制の対象は、特許権から得られる所得全てが対象となるわけではなく、特許権譲渡等取引に限定されている点に留意が必要となります。

#### ■ 特許権譲渡等取引

(1) 居住者又は内国法人（子会社等の関連者除く）に対する特定特許権等（※）の譲渡

(2) 他の者（子会社等の関連者除く）への特定特許権等の貸付け

#### (※) 特定特許権等

以下の(i)(ii)の内、日本の国際競争力の強化に資するものとされる一定のもの（適格特許権等）であって、適用対象法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作をしたもの（措法59の3②二）

(i) 特許権

(ii) 人工知能関連技術を活用したプログラムの著作物

#### ① 特定特許権等の譲渡



#### ② 特定特許権等の貸付け



（出典：国税庁 令和6年度法人税関係法令の改正の概要）

#### ■ 所得控除額

イノベーションボックス税制の所得控除額は、「特許権譲渡等取引」による所得の内、「自己創出比率」及び30%（一定）を乗じた金額となります。自己創出比率は、企業が主に「国内で」、「自ら」行った研究開発の割合とされています。「特定特許権等」がどのように創出されたものかに着目した比率であり以下の式で算出されます。

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{分子）知財開発のための適格支出}}{\text{分母）知財開発のための支出総額}}$$

例えば、国内拠点で、全て自社開発していれば、自己創出比率は100%となりますが、海外で行った研究開発や他社と共同で行った研究開発による特定特許権等に対しては、自己創出比率が低くなり、その割合に応じて所得控除額が制限されることとなります。

### 5. おわりに

イノベーションボックス税制と同様の「アウトプット」に着目した税制は、国際的には既に導入している国も多く、イノベーションボックス税制がこれまでの日本にはなかったことで、研究開発拠点の海外シフトが加速した面もあると考えられます。

イノベーションボックス税制の創設により、日本企業の国内での研究開発のみならず、海外企業の日本での研究開発についても促進されるものと期待されます。

## II 暗号資産の取り扱い

### 1. はじめに

暗号資産（仮想通貨）については売買目的以外で保有するケースもあることから、令和6年度税制改正により、一定の要件を満たすものは期末時価評価を不要とすることになりました。本稿では、暗号資産についての取扱いの概要及び令和6年度税制改正において改正された点についてご説明致します。

### 2. 概要

暗号資産とは、インターネット上でやり取りできる財産的価値であり、銀行などの第三者を介することなく、国境を超えて少額かつ迅速に財産的価値を移転することが可能な決済手段として注目されているものです。暗号資産は国家や中央銀行などによる価値の裏付けはありませんが、ブロックチェーン技術や暗号化技術に基づき技術的に信用性が担保されています。

一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産取引についての年間報告 2023 年度」によると、現在世界で流通している暗号資産の種類は数万種類に達しています。最も有名な暗号資産は BTC（ビットコイン）であり、その 2023 年度末時点の時価総額は過去最高の 213 兆円に達しています。

### 3. 法人税における取り扱い

#### (1) 暗号資産の取得価額

対価を支払って暗号資産の取得（購入）をした場合には、購入時に支払った対価の額が取得価額になります。そのほか暗号資産同士の交換、マイニング（採掘）、分裂（分岐）などにより暗号資産を取得した場合の取得価額は、取得時点の価額（時価）になります。ただし、分裂（分岐）により新たに誕生した暗号資産の取得価額は 0 円となり、新たな暗号資産を取得した事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入すべき収益の額はないものとされています。

また、取得価額には購入手数料など暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を含みます。

#### (2) 暗号資産を譲渡した場合

暗号資産の売却（日本円に換金）、暗号資産での商品の購入又は暗号資産同士の交換を行う取引は、いずれも暗号資産の譲渡に該当します。保有する暗号資産を譲渡した場合には、その暗号資産の譲渡価額とその暗号資産の譲渡原価等との差額が譲渡損益になります。

#### (3) 暗号資産の譲渡損益の計上時期

暗号資産の譲渡に係る譲渡損益は、その譲渡に係る契約をした日（約定日）の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することになります。

#### (4) 暗号資産の譲渡原価

暗号資産の譲渡原価は、「暗号資産の 1 単位当たりの帳簿価額×その譲渡をした暗号資産の数量」により計算します。

1 単位当たりの帳簿価額の計算は、移動平均法又は総平均法により算出することとされています（法定評価方法は、移動平均法であり、総平均法を採用する場合には、所轄税務署長に届出等が必要）。なお、この算出方法は暗号資産の種類等ごとに選定することとされています。

#### (5) 期末評価額

内国法人が事業年度終了時に有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するもの（市場暗号資産）は期末に時価評価

し、その評価損益を当期の益金の額又は損金の額に算入します。時価評価金額は、その市場暗号資産の種類等ごとに次のいずれかの価格にその市場暗号資産の数量を乗じて計算した金額とされます。

- ①価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の売買の価格
- ②価格等公表者によって公表されたその事業年度終了の日における市場暗号資産の最終の交換比率×その交換比率により交換される他の市場暗号資産に係る上記①の価格

活発な市場が存在する暗号資産とは、法人が有する暗号資産のうち次の要件の全てに該当するものをいいます。

- (イ) 継続的に売買価格等が公表され、かつ、その公表される売買価格等がその暗号資産の売買の価格又は交換の比率の決定に重要な影響を与えているものであること
- (ロ) 継続的に上記 (イ) の売買価格等の公表がされるために十分な数量及び頻度で取引が行われていること
- (ハ) 次の要件のいずれかに該当すること

■上記 (イ) の売買価格等の公表がその法人以外の者によりされていること

■上記 (ロ) の取引が主としてその法人により自己の計算において行われた取引でないこと

一方で、活発な市場が存在する暗号資産であっても、法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であり、その発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されている場合の暗号資産は、特定自己発行暗号資産とされ、期末時価評価の対象外になります。

### 4. 改正による変更点

上記 3 (5) の期末評価額について、令和 6 年 4 月 1 日以後終了事業年度から次のとおりの改正がされています。

#### (1) 評価方法の選定

法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産【※】」の期末における評価額が、原価法又は時価法のうち、その法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産で、その発行の時から継続して保有するものにあつては、原価法）により計算した金額とされます。

【※】 次の要件に該当する暗号資産をいいます。

- ①他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること
- ②上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること

#### (2) 評価方法の届出

上記の評価方法は、暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に届け出なければなりません。評価方法を選定しなかった場合には、原価法により計算した金額が期末評価額とされます。